

愛子さまが誕生した2001年は大阪府池田市の児童殺傷事件や米同時テロなど暗い話題が続いた年でもあった。そんな中での「皇太子ご夫妻に女児誕生」のニュースは、年の瀬の列島を明るく照らした。同時に浮上したのが、愛子さまが天皇として即位する可能性を念頭に置いた「女性天皇」を巡る議論だ。

皇位継承を定めた法律「皇室典範」は「皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と規定しており、愛子さまに皇位継承資格はない。当時、皇室に安定的に新たな男児が誕生する可能性が高いとはいえない状況下では、「愛子天皇」の是非も取り沙汰されることになつた。

当時の小泉純一郎内閣は05年1月、「皇室典範に関する有識者会議」を

設置。女性天皇や、母方が天皇の血筋を引く「女系天皇」を容認する内容の報告書を同年11月にとりまとめた。だが翌06年2月、秋篠宮妃紀子さまの懷妊が明らかになり、議論は急速にしぼんだ。この20年間に男性皇族だけでも02年に高円宮さま、12年に三笠宮家の寛仁さま、14年に桂宮さま、16年に三笠宮さまが亡くなる一方、黒田清子さん、小室眞子さんら女性皇族4人が結婚により皇室を離れた。新たに誕生したのは秋篠宮家の長男、悠仁さままだ1人。皇室の縮小に歯止めがかからないう状況だ。

こうした中で、上皇さまの退位の意向表明を受けて17年に成立した皇室典範特例法の付帯決議は「安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等」を検討

し、国会に報告するよう政府に求めた。

菅義偉内閣は21年3月に有識者会議を設置。皇族数の確保策として、女系男子を養子に迎える案の2案に絞り込み、議論を岸田文雄内閣に引き継いだ。ただ女性・女系天皇の是非を巡る議論は、男系男子による継承という伝統を重んじる立場からの慎重論が根強い。

代替わり直後の19年5月に実施した日本経済新聞の世論調査では、法改正で女性天皇を「認めるべきだ」は76%に上り「認めるべきではない」(14%)を大きく上回った。

現行の皇位継承のあり方への危機感のあらわれともいえるが、安定的な皇位継承を実現する制度設計はなお見通せない。

## 安定的皇位継承 見通せず

掲載日 2021年12月1日 日本経済新聞 朝刊 35ページ ©日本経済新聞社 無断複製転載を禁じます。